

給与を支払う事業主の皆さんへ

正しい年末調整を

1. 扶養控除の見直し

- ①年齢 16 歳未満の扶養親族（以下『年少扶養親族』）に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養控除の対象が、年齢 16 歳以上の扶養親族（以下『控除対象扶養親族』）とすることになりました。
- ②年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額が 38 万円となったことに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の控除対象扶養親族に変更されました。
- ③源泉徴収税額表は、控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて、税額を算出することになりました。



詳しくは、国税庁ホームページ平成 23 年分年末調整のしかた <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2011/01.htm> または三島税務署まで。
 問合せ 三島税務署 ☎055 (987) 6711 自動音声案内「2」を選択

- 口座振替できる税金など
 - 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、上下水道料金（水道料金・下水道使用料・公営簡易水道）、下水道受益者負担金
- 取扱金融機関
 - 静岡銀行、スルガ銀行、三島信用金庫、伊豆の国農業協同組合、静岡中央銀行、静岡県労働金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行
- 口座振替できる預金の種類
 - 普通預金、当座預金、納税準備預金（市税に限る）
- 申込み方法
 - 預金口座のある取扱金融機関、各担当課、各庁舎市民課いずれかの窓口へ、申込みに必要なものを持参してお申し込みください（＊ゆうちょ銀行の場合のみ、直接ゆうちょ銀行窓口へ）。なお長期間振替がされない場合、金融機関などにより口座振替情報が削除されることがあります。

問合せ
 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 徴収対策課 ☎055-948-2912
 後期高齢者医療保険料 国保年金課 ☎055-948-2905
 介護保険料 高齢者支援課 ☎0558-76-8009
 上下水道料金、下水道受益者負担金 上下水道課 ☎055-948-2911

法定要件（所得税の源泉徴収義務者であること）に該当する事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収（給与天引き）

平成 24 年度から、法定要件に該当するすべての事業主の皆さんに、個人住民税の特別徴収を実施していただきます（平成 23 年 11 月中旬に指定予告通知が送付されなかった事業主の皆さんも法定要件に該当すれば平成 24 年度に特別徴収義務者になります）。

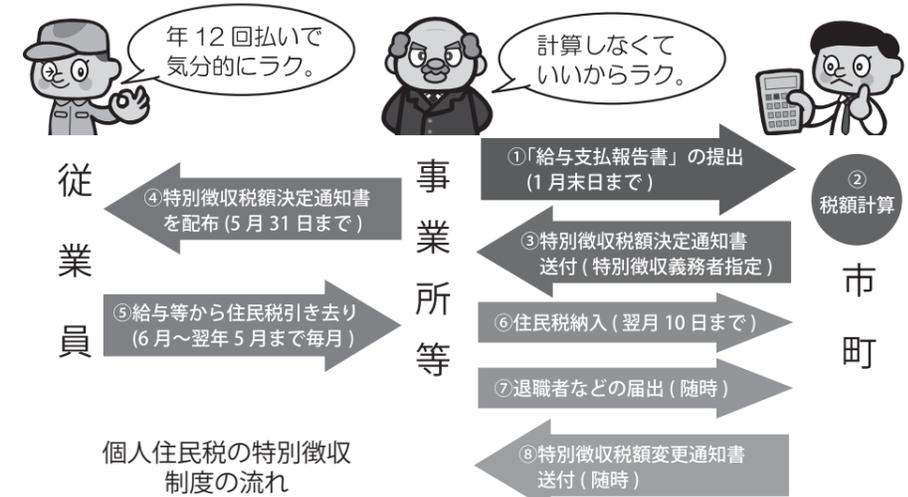
特別徴収って何？

地方税法は、事業所等に勤務する従業員等（納税者）の個人住民税（市町村民税・道府県民税）を、所得税の源泉徴収義務者（給与支払者）が従業員等の給与から引き去って市町村に納税することを定めています。この徴収方法を特別徴収といい、この義務を負う給与支払者を特別徴収義務者といいます。

この特別徴収をしていただくためには、市町村が給与支払者を特別徴収義務者に指定する必要があります。静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底していきます。

特別徴収のメリット

- 特別徴収には、次のようなメリットがあります。
- ①納税義務者本人が年税額を年 4 回で支払う普通徴収と比べて、特別徴収は 12 回払いとなるため、納税義務者（従業員）の 1 回あたりの納税額が少なくなるのと同時に、納期限を気にしなくてもいいので、納めやすくなります。
 - ②事業主の皆さんにとって、所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりません。個人住民税は市町から前もって毎月の徴収額を通知するため、計算のわずらわしさがありません。



問合せ 課税課
 ☎055-948-2918

税務署が出張説明します

年末調整 & 青色決算説明会

平成 23 年分の年末調整・青色決算などの説明会を開催します。

とき 11月25日（金）
 ① 10時～11時30分
 年末調整等説明会

② 13時30分～15時
 青色決算等説明会
 （法人、個人の源泉徴収義務者）
 （個人の青色申告者）

ところ アクシスかつらぎ多目的ホール
 持ち物 郵送された年末調整関係の書類
 ＊平成 23 年分から青色決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。
 ＊関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

問合せ 三島税務署
 ☎055 (987) 6711
 自動音声案内「2」を選択
 ↓年末調整等説明会に関する相談は法人課税部門
 ↓青色決算等説明会に関する相談は個人課税部門



口座振替のススメ

忙しい人、現金を持ち歩きたくない人などに

- 申込みに必要なもの
 - 通帳か口座番号がわかるもの
 - 預金口座届出印
 - 納税通知書（上下水道料金は除く）など納税義務者の氏名がわかるもの
- 振替開始時期
 - 申し込み1カ月後以降の納期限からとなります（申し込みの月または翌月始めの納期限については振替が間に合わないことがあります）。

〈明細書の記載例〉

台風15号による災害を受けた資産の明細書

資産の所有者	資産の名称	雑損控除の理由	資産の損害金額または災害関連支出	左のうち保険金で補てんされる金額
伊豆野 国男	屋根瓦 10枚	強風による破損修繕	30,000円	0円
〃	畳 8枚	浸水による取り替え	80,000円	40,000円
〃	寝具 2組	浸水による生活資産損失	20,000円	0円
伊豆野 国子	電気掃除機	浸水による生活資産損失	5,000円	0円
その他				

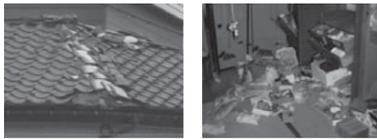
対象となる皆さんは、手続きをしましょう
台風などにより資産に雑損控除被害を受けた場合の

対象 次の①・②両方に当てはまること

- ①資産の所有者が、納税者本人、または納税者と生計が同じ配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額が38万円以下の人であること
- ②生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること（事業用の資産や別荘、書画、骨とう品、貴金属などで、1個または1組の価額が30万円を超えるものなどは不可）

損害の原因 次の①～④のいずれかに限る（詐欺や恐喝の場合は不可）

- ①震災、風水害、落雷など自然現象の異変による災害
- ②火災、火薬類などの爆発など、人為による異常な災害
- ③害虫などの生物による異常な災害
- ④盗難や横領



雑損控除できる金額 次の①・②のうち、いずれか多い方の金額

- ①（差引損失額）－（総所得金額等）×10%
 - ②（差引損失額のうち災害関連支出の金額）－5万円
- *損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間の限度。ただし、東日本大震災によるものは5年間の限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお、雑損控除は他の所得控除に先立って控除します。

計算のしかた

差引損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額－保険金などにより補てんされる金額

- *1「損害金額」とは、損害を受けた時の直前の資産の時価を基にして計算した損害の額です。
- *2「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額です。
- *3「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。
- *4事業用資産の損失額については雑損控除ではなく、事業所得を計算する上での必要経費となり、その額は帳簿価額を基準に計算します。



手続き

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください（り災証明書の交付を受けている場合は、り災証明書を添付するか、提示）。上図のように明細書を整理しておくこと確定申告のときに便利です。また、被害があったことにより受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金などが

ある場合は、これらの金額のわかるものも必要です。

- *給与所得のある人は、このほかに給与所得の源泉徴収票（原本）を申告書に添付してください。
- *家財の買い換え費用は、雑損控除の対象にはなりません。
- *雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、どちらか有利な方法を選べます。

雑損控除の問合せ 三島税務署 ☎055-987-6711 自動音声案内「2」を選択
 り災証明書の問合せ 市役所地域安全課 ☎055-948-1412

11月11日～17日は「税を考える」週間
税金は納期限までに納めましょう

滞納には厳格に対応くインターネット公売なども活用

税金は、教育・福祉など、よりよいまちづくり

水路や公共施設の維持管理に活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまふとこれらの公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼしてしまいます。

税金の納付が遅れると…

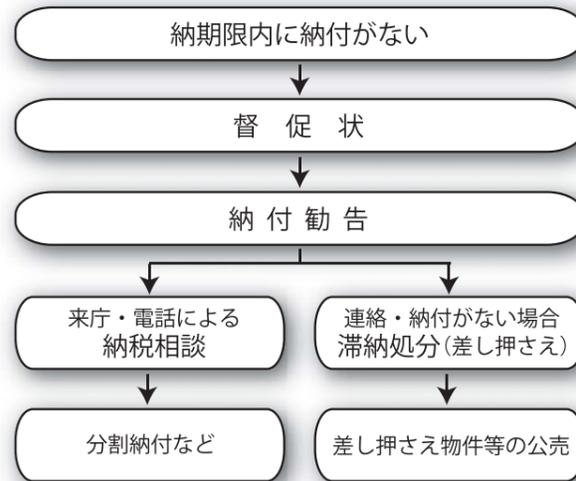
◆延滞金や督促手数料を加算
 納付期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金がかかります。また、督促状が発せられると督促手数料（一通につき100円）も加算されます。

延滞金は、納付期限の日から納める日までの期間の日数に依り、年14・6%（*納期限後1カ月は4・3%）の割合です。
 *納期限後1カ月の延滞金の割合は毎年変更となります。（平成23年は4・3%）

税金を納めずにいると…

◆差し押さえなどの強制処分
 納付期限までに納付していない場合は、督促状を送付し、督促状を送付して、なお納付いただけない場合は催告書や電話などで催告（納税のお願い）

【滞納処分の移項段階】



を行います。それでも納付いただけない場合は、不動産、債権などを差し押さえます。差し押さえは、個人（または法人）の生活・経済活動などに大きな影響を及ぼすといへん厳しい強制処分です。
 ◆公売などの強制換価処分
 大切な市税を確保するため

にやむを得ず行う最終的な処分です。今年11月に動産のインターネット公売を実施する予定です。これは、搜索による差押物件を換価するもので、今後も強制換価処分を継続して実施する予定です。

ストップ！滞納

差し押さえの例…乗用車等のタイヤロック（車輪止め）伊豆長岡庁舎ロビーに展示中



まずはご連絡ください

◆納税相談に応じます

納期限内での納付が困難な特別な事情がある場合、徴収対策課（伊豆長岡庁舎）へご相談ください。月曜日～金曜日8時30分～17時15分、木曜日は19時まで相談をお受けできます。

◆口座振替を利用できます

忙しくて納付に行く時間のない人には、便利な口座振替をお勧めしています。納付書などの裏面に記載されている金融機関と市役所で手続きすることができます（詳しくは19ページ参照）。

問合せ 徴収対策課

☎055(948)2912